

第90期 中間決算公告

平成21年12月10日

大阪府岸和田市宮本町26番15号
株式会社 泉州銀行
取締役頭取 吉田 憲正

中間貸借対照表 (平成21年9月30日現在)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|---------------|-----------|-------------------------|-----------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 現 金 預 け 金 | 24,618 | 預 金 | 1,914,656 |
| 買 入 金 銭 債 権 | 0 | 譲 渡 性 預 金 | 33,520 |
| 商 品 有 価 証 券 | 2 | コ ー ル マ ネ ー | 28,000 |
| 有 価 証 券 | 409,321 | 債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金 | 75,279 |
| 貸 出 金 | 1,750,371 | 借 用 金 | 54,500 |
| 外 国 為 替 | 2,723 | 外 国 為 替 | 267 |
| そ の 他 資 産 | 13,559 | 社 債 | 20,000 |
| 有 形 固 定 資 産 | 13,907 | そ の 他 負 債 | 14,996 |
| 無 形 固 定 資 産 | 226 | 未 払 法 人 税 等 | 105 |
| 繰 延 税 金 資 産 | 24,728 | リ ー ス 債 務 | 731 |
| 支 払 承 諾 見 返 | 13,444 | そ の 他 の 負 債 | 14,159 |
| 貸 倒 引 当 金 | △9,735 | 賞 与 引 当 金 | 833 |
| 投 資 損 失 引 当 金 | △77 | 退 職 給 付 引 当 金 | 5,337 |
| | | 役 員 退 職 慰 労 引 当 金 | 264 |
| | | 睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金 | 260 |
| | | 偶 発 損 失 引 当 金 | 45 |
| | | 支 払 承 諾 | 13,444 |
| | | 負 債 の 部 合 計 | 2,161,407 |
| | | (純資産の部) | |
| | | 資 本 金 | 44,575 |
| | | 資 本 剰 余 金 | 3,974 |
| | | 資 本 準 備 金 | 3,974 |
| | | 利 益 剰 余 金 | 37,226 |
| | | 利 益 準 備 金 | 3,045 |
| | | そ の 他 利 益 剰 余 金 | 34,181 |
| | | 繰 越 利 益 剰 余 金 | 34,181 |
| | | 株 主 資 本 合 計 | 85,776 |
| | | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | △4,092 |
| | | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 | △4,092 |
| | | 純 資 産 の 部 合 計 | 81,684 |
| 資 産 の 部 合 計 | 2,243,091 | 負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計 | 2,243,091 |

中間損益計算書 (平成21年4月1日から
平成21年9月30日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 |
|-------------------------|------------|
| 経 常 収 益 | 24,388 |
| 資 金 運 用 収 益 | 19,880 |
| (うち貸出金利息) | (17,696) |
| (うち有価証券利息配当金) | (2,159) |
| 役 務 取 引 等 収 益 | 2,423 |
| そ の 他 業 務 収 益 | 1,468 |
| そ の 他 経 常 収 益 | 615 |
| 経 常 費 用 | 22,212 |
| 資 金 調 達 費 用 | 4,358 |
| (うち預金利息) | (3,901) |
| 役 務 取 引 等 費 用 | 3,265 |
| そ の 他 業 務 費 用 | 235 |
| 営 業 経 費 | 13,171 |
| そ の 他 経 常 費 用 | 1,182 |
| 経 常 利 益 | 2,176 |
| 特 別 利 益 | 463 |
| 特 別 損 失 | 1,373 |
| 税 引 前 中 間 純 利 益 | 1,266 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | △105 |
| 法 人 税 等 調 整 額 | 1,107 |
| 法 人 税 等 合 計 | 1,001 |
| 中 間 純 利 益 | 264 |

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。

| | |
|-----|--------|
| 建 物 | 3年～50年 |
| その他 | 2年～20年 |
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
5. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は23,031百万円であります。
 - (2) 投資損失引当金
投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。
 - (3) 賞与引当金
賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から費用処理

なお、会計基準変更時差異（5,059百万円）については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間期においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間期末までに発生していると認められる額を計上しております。

(6) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金の払戻請求に備えるため、過去の支払実績等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(7) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

6. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。）に規定する繰延ヘッジによっております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等いう。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式（及び出資額）総額 7,208百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は10,712百万円、延滞債権額は15,652百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は7百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は4,046百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は30,418百万円であります。

なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、5,279 百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。
- 担保に供している資産
- | | |
|-------|-------------|
| 有価証券 | 201,831 百万円 |
| その他資産 | 37 百万円 |
- 担保資産に対応する債務
- | | |
|-------------|------------|
| 預金 | 4,667 百万円 |
| コールマネー | 18,000 百万円 |
| 債券貸借取引受入担保金 | 75,279 百万円 |
| 借入金 | 46,500 百万円 |
- 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 25,693 百万円を差し入れております。
- また、その他資産のうち保証金は 1,307 百万円であります。
8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、242,255 百万円であります。このうち原契約期間が 1 年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が 241,627 百万円あります。
- なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
9. 有形固定資産の減価償却累計額 15,680 百万円
10. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 8,000 百万円が含まれております。
11. 社債は、劣後特約付社債 20,000 百万円であります。
12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する当行の保証債務の額は 29,686 百万円であります。
13. 1 株当たりの純資産額 169 円 96 銭
14. 銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 3 号ロ（10）に規定する単体自己資本比率（国内基準）は、10.19%であります。

(中間損益計算書関係)

- 「その他経常費用」には、貸出金償却 880 百万円、株式等売却損 103 百万円、保証協会負担金 86 百万円及び株式等償却 39 百万円を含んでおります。
- 「特別利益」は、貸倒引当金戻入益 213 百万円、償却債権取立益 199 百万円及び投資損失引当金戻入益 50 百万円であります。
- 「特別損失」には、統合関連費用 1,324 百万円及び固定資産処分損 39 百万円を含んでおります。
- 1 株当たり中間純利益金額 0 円 56 銭
- 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額 0 円 55 銭

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」であります。

- 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成 21 年 9 月 30 日現在）

| | 中間貸借対照表 計上額 (百万円) | 時価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|-----|----------------------|-------------|-------------|
| 国債 | 54,650 | 54,400 | △250 |
| その他 | 6,000 | 4,604 | △1,395 |
| 合計 | 60,650 | 59,004 | △1,646 |

(注) 時価は、当中間期末における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの（平成 21 年 9 月 30 日現在）

| | 取得原価 (百万円) | 中間貸借対照表 計上額 (百万円) | 評価差額 (百万円) |
|-----|---------------|----------------------|---------------|
| 株式 | 15,224 | 14,838 | △386 |
| 債券 | 255,619 | 256,048 | 428 |
| 国債 | 205,529 | 205,400 | △128 |
| 地方債 | 15,594 | 15,865 | 271 |
| 社債 | 34,496 | 34,781 | 285 |
| その他 | 46,011 | 40,022 | △5,989 |
| 合計 | 316,856 | 310,909 | △5,947 |

(注) 中間貸借対照表計上額は、当中間期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額(平成 21 年 9 月 30 日現在)

| 内容 | 金額 (百万円) |
|---------------------|----------|
| 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 | |
| 子会社・子法人等株式 | 6,888 |
| 関連法人等株式 | 180 |
| その他有価証券 | |
| 非上場株式 | 1,007 |
| 内国非上場債券 | 29,686 |
| 非上場外国証券 | 0 |

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託（平成 21 年 9 月 30 日現在）
該当ありません。
2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成 21 年 9 月 30 日現在）
該当ありません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

| | |
|------------------|-----------|
| 繰延税金資産 | |
| 貸倒引当金損金算入限度超過額 | 8,085 百万円 |
| 繰越欠損金 | 7,430 |
| 退職給付引当金損金算入限度超過額 | 2,149 |
| 減価償却費損金算入限度超過額 | 214 |
| 有価証券評価損損金不算入額 | 7,475 |
| その他有価証券評価差額金 | 2,422 |
| その他 | 1,483 |
| 繰延税金資産小計 | 29,261 |
| 評価性引当額 | △4,500 |
| 繰延税金資産合計 | 24,761 |
| 繰延税金負債 | |
| その他 | △32 |
| 繰延税金負債合計 | △32 |
| 繰延税金資産の純額 | 24,728 |

(決算後に生じた当行の状況に関する重要な事象（重要な後発事象）)

当行と株式会社池田銀行（本店：大阪府池田市 頭取：服部盛隆、以下「池田銀行」という。）（以下当行と総称して「兩行」という。）は、平成 21 年 10 月 1 日に、共同株式移転により、完全親会社である「株式会社池田泉州ホールディングス」を設立いたしました。

1. 経営統合の目的

兩行は、関西地域における代表的な独立系の金融グループとして最良の地域金融機関となることを目的に、本件経営統合を行いました。当行、池田銀行及び共同持株会社で構成される新金融グループは、地域金融機関としての公共性に鑑み、経営基盤の拡大、発展を通じて地域金融の安定化と地域経済の健全な発展を図るとともに、経営の独立性を確保し、地域顧客の利便性、サービス及び内部管理体制の質的向上を目指します。

2. 統合形態

当行と池田銀行の共同株式移転による持株会社の設立

3. 持株会社の概要

- (1) 名称
株式会社池田泉州ホールディングス（英文名称：Senshu Ikeda Holdings, Inc.）
- (2) 事業の内容
銀行、その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理及びこれに付帯関連する一切の事業
- (3) 本社
大阪府大阪市北区茶屋町 18 番 14 号（大阪梅田池銀ビル）
- (4) 設立時期
平成 21 年 10 月 1 日
- (5) 資本金
500 億円
- (6) 発行株式数（設立日現在）

| | |
|---------|---------------|
| 普通株式 | 959,541,463 株 |
| 第一種優先株式 | 111,000,000 株 |
| 第二種優先株式 | 115,625,000 株 |
- (7) 単元株式数

| | |
|------|-------|
| 普通株式 | 100 株 |
| 優先株式 | 100 株 |
- (8) 決算期
毎年 3 月 31 日

4. 株式移転比率

- (1) 当行の普通株式 1 株に対して、共同持株会社の普通株式 1 株を割当交付
- (2) 池田銀行の普通株式 1 株に対して、共同持株会社の普通株式 18.5 株を割当交付
- (3) 池田銀行の第一種優先株式 1 株に対して、共同持株会社の第一種優先株式 18.5 株を割当交付
- (4) 池田銀行の第二種優先株式 1 株に対して、共同持株会社の第二種優先株式 18.5 株を割当交付

第90期 中間決算公告

平成21年12月10日

大阪府岸和田市宮本町26番15号
株式会社 泉州銀行
取締役頭取 吉田 憲正

中間連結貸借対照表（平成21年9月30日現在）

（単位：百万円）

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|---------------|-----------|-------------------------|-----------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 現 金 預 け 金 | 24,704 | 預 金 | 1,913,630 |
| 買 入 金 銭 債 権 | 100 | 譲 渡 性 預 金 | 14,500 |
| 商 品 有 価 証 券 | 2 | コールマネー及び売渡手形 | 28,000 |
| 有 価 証 券 | 401,845 | 債券貸借取引受入担保金 | 75,279 |
| 貸 出 金 | 1,747,135 | 借 用 金 | 56,000 |
| 外 国 為 替 | 2,723 | 外 国 為 替 | 267 |
| そ の 他 資 産 | 21,005 | 社 債 | 20,300 |
| 有 形 固 定 資 産 | 14,904 | そ の 他 負 債 | 28,419 |
| 無 形 固 定 資 産 | 1,367 | 賞 与 引 当 金 | 894 |
| 繰 延 税 金 資 産 | 26,841 | 退 職 給 付 引 当 金 | 5,378 |
| 支 払 承 諾 見 返 | 13,551 | 役 員 退 職 慰 労 引 当 金 | 272 |
| 貸 倒 引 当 金 | △18,080 | 睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金 | 260 |
| 投 資 損 失 引 当 金 | △77 | 偶 発 損 失 引 当 金 | 45 |
| | | 繰 延 税 金 負 債 | 0 |
| | | 支 払 承 諾 | 13,551 |
| | | 負 債 の 部 合 計 | 2,156,800 |
| | | (純資産の部) | |
| | | 資 本 金 | 44,575 |
| | | 資 本 剰 余 金 | 3,987 |
| | | 利 益 剰 余 金 | 34,626 |
| | | 株 主 資 本 合 計 | 83,188 |
| | | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | △4,088 |
| | | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 | △4,088 |
| | | 少 数 株 主 持 分 | 124 |
| | | 純 資 産 の 部 合 計 | 79,224 |
| 資 産 の 部 合 計 | 2,236,025 | 負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計 | 2,236,025 |

中間連結損益計算書 (平成21年4月1日から
平成21年9月30日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 |
|-------------------------|------------|
| 経 常 収 益 | 26,921 |
| 資 金 運 用 収 益 | 19,951 |
| (うち貸出金利息) | (17,722) |
| (うち有価証券利息配当金) | (2,196) |
| 役 務 取 引 等 収 益 | 3,546 |
| そ の 他 業 務 収 益 | 2,732 |
| そ の 他 経 常 収 益 | 690 |
| 経 常 費 用 | 24,828 |
| 資 金 調 達 費 用 | 4,335 |
| (うち預金利息) | (3,901) |
| 役 務 取 引 等 費 用 | 1,337 |
| そ の 他 業 務 費 用 | 1,340 |
| 営 業 経 費 | 13,782 |
| そ の 他 経 常 費 用 | 4,031 |
| 経 常 利 益 | 2,092 |
| 特 別 利 益 | 460 |
| 特 別 損 失 | 1,387 |
| 税 金 等 調 整 前 中 間 純 利 益 | 1,165 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 82 |
| 法 人 税 等 調 整 額 | 1,553 |
| 法 人 税 等 合 計 | 1,636 |
| 少 数 株 主 損 失 | 74 |
| 中 間 純 損 失 | 396 |

連結注記表

(中間連結財務諸表の作成方針)

1. 連結の範囲に関する事項

①連結される子会社及び子法人等 6社

会社名

株式会社泉州カード

近畿信用保証株式会社

泉銀総合リース株式会社

泉銀ビジネスサービス株式会社

泉州ソフトウェアサービス株式会社

J S企業育成ファンド投資事業有限責任組合

②非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

2. 持分法の適用に関する事項

①持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

②持分法適用の関連法人等 1社

会社名

株式会社バンク・コンピュータ・サービス

③持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

④持分法非適用の関連法人等

該当ありません。

3. 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

6月末日 1社

9月末日 5社

連結される子会社及び子法人等のうち、中間決算日が中間連結決算日と異なる子会社及び子法人等については、連結される子会社及び子法人等の中間決算日の財務諸表により連結しております。なお、中間連結決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

1. 会計処理基準に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

| | |
|-----|--------|
| 建 物 | 3年～50年 |
| その他 | 2年～20年 |

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は26,354百万円であります。

(6) 投資損失引当金の計上基準

当行の投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(7) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(8) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

| | |
|--------|---|
| 過去勤務債務 | その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により損益処理 |
|--------|---|

| | |
|----------|---|
| 数理計算上の差異 | 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理 |
|----------|---|

なお、会計基準変更時差異（5,066百万円）については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。

(9) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

- (10) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金の払戻請求に備えるため、過去の支払実績等を勘案して必要と認められる額を計上しております。
- (11) 偶発損失引当金の計上基準
偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。
- (12) 外貨建資産・負債の換算基準
当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債はありません。
- (13) リース取引の処理方法
(借主側)
当行並びに連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
(貸主側)
ファイナンス・リース取引に係る収益・費用の計上基準については、リース契約期間の経過に応じて売上高と売上原価を計上する方法によっております。
- (14) 重要なヘッジ会計の方法
(イ) 金利リスク・ヘッジ
当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。
(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ
当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。）に規定する繰延ヘッジによっております。
- (15) 消費税等の会計処理
当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち、破綻先債権額は11,874百万円、延滞債権額は17,021百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
2. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は7百万円であります。
なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は4,046百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
4. 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は32,949百万円であります。
なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
5. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、5,279百万円であります。

6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

| | |
|--------|-------------|
| 有価証券 | 201,831 百万円 |
| その他資産 | 210 百万円 |
| 有形固定資産 | 481 百万円 |
| 無形固定資産 | 511 百万円 |

担保資産に対応する債務

| | |
|--------------|------------|
| 預金 | 4,667 百万円 |
| コールマネー及び売渡手形 | 18,000 百万円 |
| 債券貸借取引受入担保金 | 75,279 百万円 |
| 借入金 | 47,500 百万円 |

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 25,693 百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は 1,334 百万円であります。

7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、257,489 百万円であります。このうち原契約期間が 1 年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が 256,861 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8. 有形固定資産の減価償却累計額 19,184 百万円
9. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 8,000 百万円が含まれております。
10. 社債には、劣後特約付社債 20,000 百万円が含まれております。
11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する保証債務の額は 29,186 百万円であります。
12. 1 株当たりの純資産額 164 円 59 銭
13. 銀行法施行規則第 17 条の 5 第 1 項第 3 号ロに規定する連結自己資本比率（国内基準）は、10.01%であります。

（中間連結損益計算書関係）

1. 「その他経常費用」には、貸出金償却 2,899 百万円、債権譲渡損 397 百万円、貸倒引当金繰入額 329 百万円、株式等売却損 111 百万円、株式等償却 90 百万円及び保証協会負担金 86 百万円を含んでおります。
2. 「特別利益」には、償却債権取立益 409 百万円及び投資損失引当金戻入益 50 百万円を含んでおります。
3. 「特別損失」には、統合関連費用 1,324 百万円及び固定資産処分損 53 百万円を含んでおりません。
4. 1 株当たり中間純損失金額 0 円 84 銭

(有価証券関係)

中間連結貸借対照表の「有価証券」であります。

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

| | 中間連結貸借対照表 計上額(百万円) | 時価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|-----|-----------------------|-------------|-------------|
| 国債 | 54,650 | 54,400 | △250 |
| その他 | 6,000 | 4,604 | △1,395 |
| 合計 | 60,650 | 59,004 | △1,646 |

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

| | 取得原価 (百万円) | 中間連結貸借対照表 計上額(百万円) | 評価差額 (百万円) |
|-----|---------------|-----------------------|---------------|
| 株式 | 15,297 | 14,917 | △379 |
| 債券 | 255,619 | 256,048 | 428 |
| 国債 | 205,529 | 205,400 | △128 |
| 地方債 | 15,594 | 15,865 | 271 |
| 社債 | 34,496 | 34,781 | 285 |
| その他 | 45,872 | 39,882 | △5,989 |
| 合計 | 316,789 | 310,847 | △5,941 |

(注) 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成21年9月30日現在)

| 内容 | 金額(百万円) |
|---------|---------|
| その他有価証券 | |
| 非上場株式 | 1,142 |
| 内国非上場債券 | 29,204 |
| 非上場外国証券 | 0 |

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託(平成21年9月30日現在)
該当ありません。
2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成21年9月30日現在)
該当ありません。

(決算後に生じた企業集団の状況に関する重要な事象(重要な後発事象))

当行と株式会社池田銀行(本店:大阪府池田市 頭取:服部盛隆、以下「池田銀行」という。)(以下当行と総称して「両行」という。)は、平成21年10月1日に、共同株式移転により、完全親会社である「株式会社池田泉州ホールディングス」を設立いたしました。

1. 経営統合の目的

両行は、関西地域における代表的な独立系の金融グループとして最良の地域金融機関となることを目的に、本件経営統合を行いました。当行、池田銀行及び共同持株会社で構成される新金融グループは、地域金融機関としての公共性に鑑み、経営基盤の拡大、発展を通じて地域金融の安定化と地域経済の健全な発展を図るとともに、経営の独立性を確保し、地域顧客の利便性、サービス及び内部管理体制の質的向上を目指します。

2. 統合形態

当行と池田銀行の共同株式移転による持株会社の設立

3. 持株会社の概要

- (1) 名称

株式会社池田泉州ホールディングス(英文名称: Senshu Ikeda Holdings, Inc.)

- (2) 事業の内容

銀行、その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理及びこれに付帯関連する一切の事業

(3) 本社
大阪府大阪市北区茶屋町 18 番 14 号 (大阪梅田池銀ビル)

(4) 設立時期
平成 21 年 10 月 1 日

(5) 資本金
500 億円

(6) 発行株式数 (設立日現在)

| | |
|---------|---------------|
| 普通株式 | 959,541,463 株 |
| 第一種優先株式 | 111,000,000 株 |
| 第二種優先株式 | 115,625,000 株 |

(7) 単元株式数

| | |
|------|-------|
| 普通株式 | 100 株 |
| 優先株式 | 100 株 |

(8) 決算期
毎年 3 月 31 日

4. 株式移転比率

- (1) 当行の普通株式 1 株に対して、共同持株会社の普通株式 1 株を割当交付
- (2) 池田銀行の普通株式 1 株に対して、共同持株会社の普通株式 18.5 株を割当交付
- (3) 池田銀行の第一種優先株式 1 株に対して、共同持株会社の第一種優先株式 18.5 株を割当交付
- (4) 池田銀行の第二種優先株式 1 株に対して、共同持株会社の第二種優先株式 18.5 株を割当交付